

新たな住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 のご案内（1世帯/10万円）

- 新たな住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は、令和6年度より新たに住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対して実施する給付金事業です。
- 世帯の中に平成18年4月2日以降に出生した児童を含む場合、児童1人あたり5万円が加算されます。
- 給付金を受給するには申請書の提出が必要です。対象世帯へは申請書を送付しますので、必要書類とともに村へ提出してください。
- 令和5年度に実施された住民税非課税世帯給付金（7万円）及び住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）を受給した世帯は、本給付金の対象外です。

支給対象となる世帯（①②に当てはまる世帯）

- ①令和6年6月3日（基準日）時点で鶴居村に住民登録のある世帯
- ②令和6年度より新たに住民税均等割のみが課税となった世帯
例. 令和5年度は住民税が課税されていたが、令和6年度より住民税均等割のみ課税となった等
※課税者の扶養に入っている場合は対象外です。

子育て世帯加算について

本給付金の対象世帯で、平成18年4月2日以降に出生した児童を監護（扶養）している場合、児童1人あたり5万円を加算し、給付を行います。
※令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童も対象
例. 住民税均等割のみ課税世帯かつ児童3名の場合 100,000円+150,000円=250,000円

申請方法について

本給付金の対象となる可能性がある世帯については、村より申請書を**7月上旬頃**にお送りしますので、必要書類とともに、役場へ提出をしてください。
ただし、世帯の中に令和6年1月2日以降に転入してきた方を含む世帯については、村で税情報を把握できないことから、申請書をお送りすることができません。給付金の対象となる方は役場窓口で申請書を受け取り又は村ホームページよりダウンロードのうえ申請してください。

申請書提出期限は**令和6年10月31日**です。

【必要書類】

- ・申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ・振込先の確認できる書類 ※申請者名義のものに限る
- ・令和6年1月2日以降に転入してきた方を含む世帯の場合、令和6年度の課税証明書

お問合せ先：鶴居村役場保健福祉課福祉係 連絡先：0154-64-2116